

回 答 書

国土交通省関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所長 塚本 一三

渡良瀬川河川事務所(砂防)の災害時等応急対策業務 (測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等)に関する協定の締結

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	<p>災害発生時には被災地域が関東全域である場合や局所的な場合もあり、要請の内容や規模を想定することが困難であります。</p> <p>要請時における(機材の調達が困難である、または)人員の確保が困難であるなどのやむを得ない事情で対応をお断りすることは可能でしょうか。</p> <p>可能である場合はその旨を協定書に反映していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>渡良瀬川河川事務所(砂防)の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等)に関する協定(案)、第5条の出動を書面(第1報は電話で可)により要請する時点で対応の可否を確認致します。</p> <p>上記により協定に反映することは致しません。</p>